令和７年１２月１９日
相模原市発表資料

厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について

本日、防衛省南関東防衛局から、厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について、別紙のとおり情報提供を受けましたので、お知らせします。

本市からは、防衛省南関東防衛局に対し、新たに対象となった告示後住宅について、市民等へ対象条件を分かりやすく、十分な周知・説明を行うことを要請してまいります。

問合せ先
基地対策課
電話 042-769-8207(直通)

別紙

R7.12.19

厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について

厚木飛行場周辺における**７５Ｗ以上８５Ｗ未満の区域（下図の黄色の範囲）に所在する住宅に対する防音工事は**、これまで昭和６１年９月１０日までに建設された住宅を対象として実施していましたが、今般、**平成１８年１月１７日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施**することとしました。

◯ 対象となる区域・住宅

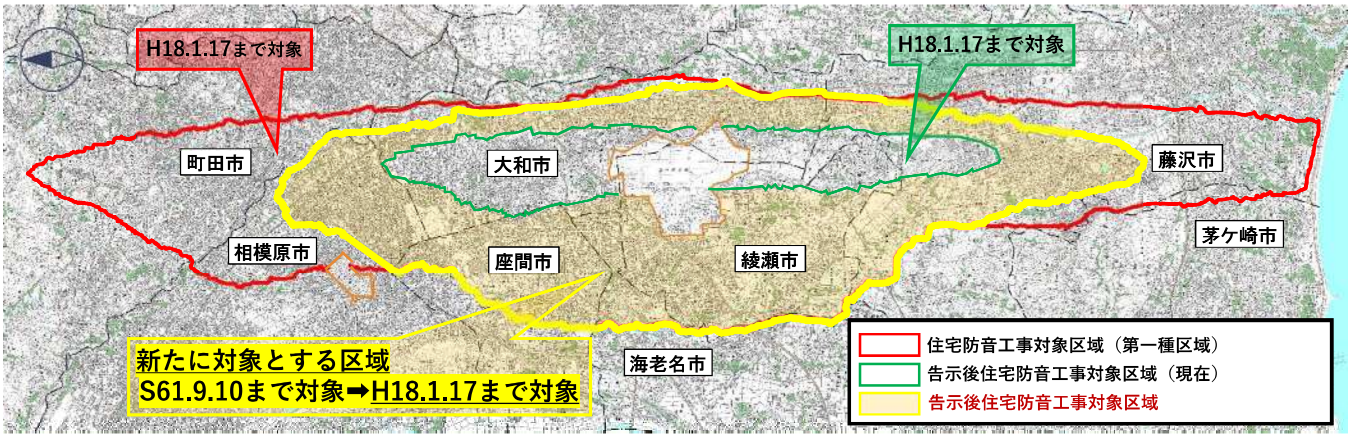

(市別の対象範囲図)

◯ 希望届受付期間：令和８年２月２日（月）から開始

- 告示後住宅の防音工事の実施は、希望届の先着順ではなく、一定の期間内に受付した希望届を建築年月が古い順に実施します。

◯ 防音工事を希望される方について

- 住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届」に必要事項を記入又は入力の上、郵送又は電子メールにて南関東防衛局企画部住宅防音第１・２課へ提出してください。

  ※　東京都町田市については、北関東防衛局企画部住宅防音課(TEL：048-600-1821)にお問い合わせください。

◯ 住宅防音工事希望届について

- 当局ホームページからダウンロードできます。

（https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/effort/plan/airfield-jutakuboun/index.html）

【希望届の提出・問い合わせ先】

〒231-0003　横浜市中区北仲通5-57　横浜第２合同庁舎内

南関東防衛局　企画部　住宅防音第１課・第２課

ＴＥＬ：０４５－２１１－７１１３